

<p>項目 3</p>	<p>家具ボラになるための第2ステップ 家具ボラ養成実践研修と、家具ボラ登録について</p>
<p>内 容</p>	<p>1 ステップ2「家具ボラ養成実践研修」</p> <p>○ステップ1の養成講座を受講いただいた方を対象として、実際に家具ボラ派遣を申し込まれた市民のご自宅を訪問し、講師とともに実地活動をしていただくものです。</p> <p>○実際の家具ボラ活動の基本に則り実施しますので、受講いただいた方には、家具ボラ活動の必要経費として、市から一定の額をお支払いします。</p> <p>○市民から実際の申込みがないと「養成実践研修」は出来ません。従いまして養成実践研修のご案内には時間がかかる場合がありますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>○万が一、消防局（消防署）からご案内させていただいた実践研修の日程についてご都合がつかなかった場合でも、心配は不要です。別の機会に改めて、日程調整などご案内をさせていただきます。</p> <p>【補足】</p> <p>※ ボランティア活動保険は、自家用車を使用した場合の事故は、被保険者の傷害のみが補償の対象であり、賠償責任については補償対象外と確認しています。これは他のボランティア活動でも同様の考え方であり、統一された考え方とのことです。</p> <p>※ 養成実践研修は、市民のご自宅2軒分を実施することを原則としていますが、1軒分（1回）でも十分という場合も想定されます。そのあたりは、受講者との間でフレキシブルに調整させていただきます。</p> <p>2 家具ボラ登録に関するご案内</p> <p>○実践研修を終えて、今後「家具ボラ」として活動いただける場合は、いよいよ「家具ボラ」として登録させていただくこととなります。</p> <p>○「家具ボラ登録」する上で必要なもの 家具ボラ登録の認定証に貼るための写真</p> <p>○家具ボラ活動は、一人で実施するものではありません（複数で実施します）16行政区ごとに団体を組織していたり、団体はなくても、チームをつかって消防署の窓口となるリーダーを決めている場合があります。具体的に活動していく上での様々な情報については、必要に応じて各消防署から個別具体的に説明させていただくことになります。</p>